



社援企発0317第1号
平成23年3月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局援護企画課長

東北地方太平洋沖地震による被災者の支援給付の取扱いについて（通知）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災地の自治体で生活された方が他の自治体に避難した後、生活に支障を来す事案が発生する可能性があります。

被災者に対する支援については、現在、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の他法他施策において必要な支援が進められていますが、中国残留邦人等に対する支援給付の相談に至る場合も考えられることから、特に被災地周辺の支援給付の実施機関においては、被災地から一時的に避難した方から支援給付の申請があった場合、下記の事項について留意の上、迅速かつ適切な支援給付の実施にあたるよう、管内実施機関に対し周知徹底いただくよう、特段の御配慮をお願いします。この際、特定中国残留邦人かどうかの確認ができない場合には、当課中国孤児等対策室へご連絡下さい。

記

1 支援給付の実施責任について

今般の地震により本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合、本来の居住地に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、避難先の支援給付の実施機関が実施責任を負い現在地において支援給付を行うものとする。

ただし、仮設住宅への入居や扶養義務者による引き取りなど、将来における居住の蓋然性が高いと認められる場合については、当該居住事実がある場所を所管する支援給付の実施機関が実施責任を負い居住地で支援給付を行うものとする。

2 支援給付の決定について

被災者の状況を十分配慮し、支援給付の申請意思が確認された場合においては、申請権の侵害がないように留意の上、迅速に対応すること。

また、被災者が本来の居住地に資産を残さざるを得ない場合等については、被災者の特別な事情に配慮し、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」（平成20年3月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知）第3の③に掲げる「処分することができないか、又は著しく困難なもの」として取り扱うこととする。

ただし、直ちには処分することが困難であっても、一定期限の到来により処分可能となるときその他後日の調査で資力が判明したときは、一定程度資産の保有を考慮したうえで上限額を超える場合は、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。）第63条の規定の例による費用返還義務がある旨を支援・相談員を通じて、十分説明した上で、支援給付を開始するよう留意すること。

なお、支援給付開始時においては、支援給付制度はもとより、活用し得る他法他施策について十分説明し、懇切丁寧な対応に努めること。

3 扶養義務者、知人宅等へ転入する場合の住宅支援給付について

本来支給を要しないものと解するが、支援給付開始後の避難前の住居に関し、賃貸借契約が継続している場合で、必要やむをえないときは支給して差し支えないこと。

なお、この場合、家主等に連絡をとることが可能なときには、早急に契約解除等の手続をとるよう指導すること。

4 被災地の自治体との連絡体制について

緊急的に避難先で支援給付を受給する場合、従前より支援給付受給中の方については、それぞれの支援給付の実施機関から二重に支援給付費が支給されることも考えられるが、被災地における特別な事情に配慮し、事後において現在地の支援給付の実施機関から被災地の支援給付の実施機関へ連絡・連携を図り調整すること。

また、この場合についても上記2のただし書きと同様、支援給付開始時において、生活保護法第63条の規定の例による費用返還義務がある旨を支援・相談員を通じて十分説明した上で、支援給付を開始するよう留意すること。